資料14

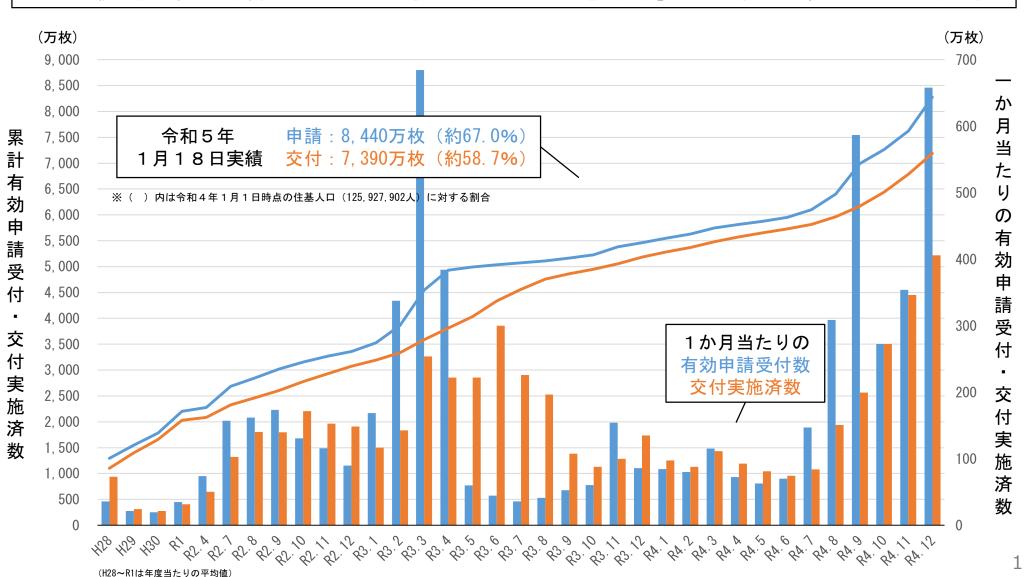
住民基本台帳制度・マイナンバーカード・自治体情報システムの標準化等について



令和5年1月23日 自治行政局住民制度課

マイナンバーカードの申請・交付状況

- 〇 累計の申請件数は、12月27日時点で顔写真付きの本人確認書類として最も普及している運転免許証の保有者数である8,190万を超えた。
- 引き続き、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針の下、普及促進に取り組む。



【都道府県】マイナンバーカードの申請・交付状況(令和4年12月末時点)

		. –		
	都道府県名	人口(D4.1.1時長)	人口に対する	人口に対する
		(R4.1.1時点)	申請件数率	交付枚数率
1	宮崎県	1,078,313	79.0%	71.6%
2	山口県	1,340,458	70.2%	61.3%
3	愛媛県	1,341,539	69.7%	62.5%
4	鹿児島県	1,605,419	69.5%	60.5%
5	佐賀県	812,193	69.4%	61.2%
6	広島県	2,788,687	69.1%	60.8%
7	兵庫県	5,488,605	69.1%	60.9%
8	島根県	666,331	69.0%	58.7%
9	東京都	13,794,933	68.7%	57.9%
10	滋賀県	1,415,222	68.6%	59.7%
11	神奈川県	9,215,210	68.3%	58.7%
12	静岡県	3,658,375	68.2%	58.2%
13	福井県	767,561	67.7%	57.7%
14	奈良県	1,335,378	67.7%	61.4%
15	石川県	1,124,501	67.6%	58.4%
16	大分県	1,131,140	67.6%	58.5%
17	香川県	964,885	67.6%	56.9%
18	岐阜県	1,996,682	67.4%	58.6%
19	鳥取県	551,806	67.4%	58.9%
20	千葉県	6,310,875	67.2%	57.0%
21	熊本県	1,747,513	67.2%	57.4%
22	富山県	1,037,319	66.8%	59.1%
23	福岡県	5,108,507	66.7%	58.2%
24	大阪府	8,800,753	66.4%	57.4%

	都道府県名	人口 (R4.1.1時点)	人口に対する 申請件数率	人口に対する 交付枚数率
25	長崎県	1,320,055	66.2%	56.0%
26	和歌山県	935,084	66.1%	56.4%
27	愛知県	7,528,519	66.0%	56.6%
28	山形県	1,056,682	65.8%	56.7%
29	京都府	2,511,494	65.5%	55.8%
30	秋田県	956,836	65.5%	57.4%
31	岡山県	1,879,280	65.4%	57.1%
32	三重県	1,784,968	64.9%	56.3%
33	茨城県	2,890,377	64.5%	55.3%
34	宮城県	2,268,355	64.3%	55.6%
35	青森県	1,243,081	64.0%	53.6%
36	栃木県	1,942,494	64.0%	54.0%
37	北海道	5,183,687	63.9%	55.7%
38	埼玉県	7,385,848	63.6%	54.3%
39	山梨県	816,340	63.5%	55.1%
40	徳島県	726,729	63.3%	55.6%
41	福島県	1,841,244	63.2%	53.7%
42	新潟県	2,188,469	61.9%	51.7%
43	群馬県	1,943,667	61.4%	51.2%
44	岩手県	1,206,479	61.2%	52.3%
45	高知県	693,369	61.1%	51.6%
46	長野県	2,056,970	60.7%	51.9%
47	沖縄県	1,485,670	54.3%	46.0%

【指定都市・特別区】マイナンバーカードの申請・交付状況(令和4年12月末時点)

	指定都市名	人口 (R4.1.1時点)	人口に対する 申請件数率	人口に対する 交付枚数率
1	熊本市	731,722	71.9%	61.9%
2	千葉市	976,328	70.6%	62.0%
3	神戸市	1,517,627	70.6%	62.9%
4	川崎市	1,522,390	69.3%	58.0%
5	横浜市	3,755,793	69.2%	59.9%
6	広島市	1,189,149	69.2%	61.2%
7	浜松市	795,771	68.8%	57.4%
8	仙台市	1,065,365	68.2%	59.4%
9	福岡市	1,568,265	68.1%	58.2%
10	大阪市	2,732,197	67.7%	58.5%
11	相模原市	719,112	67.5%	58.2%
12	北九州市	936,586	67.4%	59.3%
13	堺市	826,158	67.0%	60.4%
14	さいたま市	1,332,226	66.9%	59.7%
15	静岡市	689,079	66.4%	57.0%
16	京都市	1,388,807	65.6%	54.9%
17	岡山市	704,487	65.3%	56.6%
18	札幌市	1,960,668	64.4%	56.8%
19	名古屋市	2,293,437	64.4%	54.9%
20	新潟市	779,613	59.3%	48.0%

		tt□□ 戻 人口 人口に対する			
	特別区名	スロ (R4.1.1時点)	申請件数率	人口に対する 交付枚数率	
1	中央区	171,419	75.4%	67.4%	
2	豊島区	283,342	74.6%	61.1%	
3	港区	257,183	74.3%	64.5%	
4	新宿区	341,222	73.8%	60.0%	
5	千代田区	67,049	73.0%	62.3%	
6	台東区	203,709	72.9%	63.1%	
7	江東区	525,952	72.7%	60.1%	
8	目黒区	278,276	72.1%	62.4%	
9	渋谷区	229,013	71.1%	59.0%	
10	文京区	226,332	70.6%	62.4%	
11	江戸川区	689,739	70.6%	59.5%	
12	墨田区	275,724	69.8%	57.7%	
13	中野区	332,017	69.5%	55.7%	
14	板橋区	567,214	69.2%	56.3%	
15	北区	351,278	68.5%	57.7%	
16	大田区	728,703	68.5%	58.2%	
17	荒川区	215,543	68.2%	54.6%	
18	品川区	403,699	68.1%	57.3%	
19	練馬区	738,358	68.1%	57.9%	
20	世田谷区	916,208	68.1%	57.2%	
21	杉並区	569,703	67.7%	58.2%	
22	足立区	689,106	66.9%	53.2%	
23	葛飾区	462,083	66.1%	52.3%	

【中核市】マイナンバーカードの申請・交付状況(令和4年12月末時点)

	中核市名	人口 (R4.1.1時点)	人口に対する 申請件数率	人口に対する 交付枚数率
1	宮崎市	400,918	79.3%	72.0%
2	呉市	213,008	70.8%	61.7%
3	豊田市	419,249	70.6%	61.1%
4	松山市	507,211	70.4%	62.8%
5	鹿児島市	600,318	69.7%	59.3%
6	秋田市	303,122	69.5%	61.7%
7	松江市	199,432	69.4%	57.9%
8	吹田市	378,869	69.3%	58.7%
9	西宮市	483,394	68.7%	60.1%
10	八王子市	561,758	68.7%	57.7%
11	大分市	477,584	68.4%	60.0%
12	鳥取市	184,557	68.2%	58.6%
13	佐世保市	243,074	68.2%	57.8%
14	岡崎市	385,355	68.0%	56.5%
15	奈良市	353,158	67.9%	61.6%
16	八尾市	263,693	67.8%	60.4%
17	岐阜市	404,304	67.6%	59.8%
18	姫路市	530,877	67.6%	59.9%
19	前橋市	333,263	67.5%	58.3%
20	福井市	259,642	67.2%	56.4%
21	船橋市	645,718	67.1%	53.6%
22	一宮市	382,349	67.1%	56.4%
23	高松市	424,414	67.0%	55.2%
24	横須賀市	392,817	67.0%	58.5%
25	下関市	253,996	66.9%	57.8%
26	大津市	344,247	66.8%	56.2%
27	豊中市	408,802	66.7%	58.0%
28	枚方市	397,681	66.6%	55.9%
29	福山市	463,324	66.6%	56.7%
30	和歌山市	362,662	66.5%	52.9%
31	盛岡市	285,270	66.5%	58.1%

	中核市名	人口	人口に対する	人口に対する
		(R4.1.1時点)	申請件数率	交付枚数率
32	柏市	431,267	66.5%	54.8%
33	倉敷市	479,861	66.3%	58.7%
34	福島市	273,348	66.3%	56.8%
35	高槻市	349,941	66.2%	56.6%
36	宇都宮市	519,136	65.2%	53.5%
37	富山市	411,222	64.9%	56.5%
38	尼崎市	460,148	64.8%	55.2%
39	川口市	605,545	64.7%	53.5%
40	水戸市	271,156	64.6%	56.6%
41	長崎市	406,116	64.4%	51.3%
42	山形市	242,284	64.3%	53.2%
43	金沢市	448,702	64.1%	52.4%
44	越谷市	345,047	63.9%	53.4%
45	青森市	275,099	63.7%	52.5%
46	川越市	353,235	63.4%	54.5%
47	いわき市	314,913	63.0%	52.6%
48	豊橋市	372,604	63.0%	53.1%
49	郡山市	319,702	63.0%	53.1%
50	明石市	304,906	62.8%	50.8%
51	甲府市	186,249	62.7%	54.4%
52	久留米市	303,052	62.6%	53.1%
53	八戸市	223,434	62.6%	49.8%
54	松本市	236,968	62.5%	52.3%
55	旭川市	327,960	62.5%	52.8%
56	寝屋川市	229,177	62.2%	50.3%
57	函館市	248,106	61.1%	52.8%
58	東大阪市	482,133	60.9%	48.3%
59	高知市	322,526	60.1%	49.1%
60	高崎市	370,806	59.5%	48.7%
61	長野市	371,651	59.4%	48.3%
62	那覇市	318,339	54.5%	44.5%

マイナンバーカードの普及に向けた閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太方針2022)

(抜粋)

新しい資本主義へ ~課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現~(令和4年6月7日閣議決定)

- 第2章新しい資本主義に向けた改革
- 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野
- (5) デジタルトランスフォーメーション (DX) への投資

2022 年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの 利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を

行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

- 第6 デジタル社会の実現に向けた施策
- 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 (4)マイナンバーカードの普及及び利用の推進
 - 令和4年度(2022年度)末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。

デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)(抜粋)

- 第4章 各分野の施策の推進
- 2.分野別の施策の推進
- (2) デジタル基盤整備
- ②マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大
- (d)マイナンバーカードの普及促進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、国はマイナンバーカードの利便性 向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、マイナ ンバーカードの普及を強力に促進する。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化のため、2024年秋に健康保険証の廃止を目指し、マイナンバーカードの取得の推進に取り組むとともに、マイナンバーカードの手続・様式の見直しの検討等を進める。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会について

デジタル庁が設置した検討会にておいて、マイナンバーカードの発行・交付等について検討

資料1

令和4年12月6日

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の開催について(案)

1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、必要な検討を行うため、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会(以下、「検討会」という。)を開催する。

2 検討会の構成は、次の通りとする。

構成員

河野 太郎 デジタル大臣

松本 剛明 総務大臣 加藤 勝信 厚生労働大臣

- 3 検討会は、必要に応じ、検討会の構成員が指名する職員及び医療関係者などを 構成員とする専門家ワーキンググループを開催することができる。
- 4 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、デジタル庁においてこれを 公表する。
- 5 検討会及び専門家ワーキンググループの庶務は、総務省・厚生労働省の協力を 得て、デジタル庁において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、検討会及び専門家ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、デジタル大臣が定める。

資料2

令和4年12月6日

専門家ワーキンググループの開催について(案)

- 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、必要な検討を行うため、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会のもとに、専門家ワーキンググループを設置する。
- 2 専門家ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長

村上 敬亮 デジタル庁国民向けサービスグループ統括官

構成員

吉川 浩民 総務省自治行政局長

伊原 和人 厚生労働省保険局長

長島 公之 日本医師会常任理事

遠藤 秀樹 日本歯科医師会副会長

森 昌平 日本薬剤師会副会長

伊藤 悦郎 健康保険組合連合会常務理事

岡崎 誠也 国民健康保険中央会会長

オブザーバー

全国健康保険協会

全国知事会

全国市長会

全国町村会

全国後期高齢者医療広域連合協議会

地方公共団体情報システム機構

- 3 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、デジタル庁においてこれを 公表する。
- 4 専門家ワーキンググループの庶務は、総務省・厚生労働省の協力を得て、デジタル庁において処理する。

※デジタル庁HPより

マイナンバーカードのさらなる普及促進に向けた都道府県へのお願い

<マイナポイント第2弾のカード申請期限の延長>

○ マイナポイントの対象となるカードの申請期限を2月末までに延長いたしました。カード申請期限の延長は今回が最後ですので、この機会に、より一層多くの皆様にカードを申請していただけるよう、広報や出張申請の強化など積極的な取組をお願いします。

< 万全な交付体制の確保に向けた働きかけ>

- 昨年12月以降、カードの申請件数が大幅に増加しており、今後も2月末にかけて増加傾向が続くとともに、カードを受け取りに来る人も急増することが予想されることから、マイナンバーカード交付事務費補助金を活用して、今年度だけでなく、来年度当初予算においても適切に必要経費を計上し、臨時交付窓口の開設や、土日祝日・夜間開庁、会計年度任用職員の任用などの工夫を講じることにより、1月以降来年度にかけて、市町村における交付体制が万全なものとなるよう、働きかけをお願いします。
- 特に、12月末時点で、J-LISからカードが届いてから申請者に交付通知書を発送するまで1か月以上の時間を要している市町村に対しては、高いレベルから個別に働きかけを行うなど、重点的なフォローアップをお願いします。

<補正予算の積極的な活用>

○ 12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算を活用して、<mark>都道府県が実施する申請促進策について、マイナンバーカード事務費補助金を通じて支援</mark>することとしていますので、積極的に補助金を活用いただき、申請促進に取り組んでいただきますようお願いします。

また、市町村に対して、積極的な活用に向けての働きかけをお願いします。

マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた緊急対応について

総 行 マ 第 99 号 令和 4 年12月20日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 各指定都市社会保障・税番号制度担当部長

> 総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室長 (公 印 省 略)

マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた緊急対応について (通知)

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。 マイナンバーカードの申請件数については、政府・自治体によるカードのさらなる利便 性向上・申請促進に向けた取組等により急激に増加している状況にあり、今後、マイナポイントの対象となるカードの申請期限である令和5年2月末にかけて、より一層多くの申請が見込まれるところです。

カードの交付体制については、改訂後の交付円滑化計画に基づきその強化等に取り組んでいただいているところですが、今後予想される申請受付数に対し、十分な交付体制が整備されていない場合は、カードの交付が大幅に遅れ、マイナポイントの利用手続や各種オンライン手続の利用に支障が生じることが懸念されます。ついては、現下の状況に鑑み、令和5年1月以降来年度にかけて、カードの交付体制が万全なものとなるよう、下記の対応をとるようお願いします。貴職におかれましては、この旨を承知の上、城内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) から毎週送付されている自団体の申請受付数を確認し、カードが自団体に到着後、円滑に交付通知書を送付できるか、また、交付通知書を受け取った申請者に連やかに交付できる窓口数・人員数にあるかを改めて点検すること。

- 2. 1の点検の結果、交付通知書の送付が遅れる見込みである団体については、①速やかに交付前設定に係る体制を強化するための人員配置を臨時的に行う、②「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」(令和2年12月28日付け総行住第212号)を参考として民間委託を実施・拡充する、などの措置を講じること。
- 3. また、窓口数や土日祝日・夜間も含めた交付体制が不足する場合には、申請者に対するカード交付の遅れや交付の滞留につながるだけでなく、最終的には市区町村窓口混雑の要因になるものであり、速やかに不足を解消する必要がある。

ついては、これまで整備した窓口による交付を最大化させるよう、

- ①土日祝日・夜間開庁を拡大し、特に土日祝日交付については当面毎週行うことなどの 措置を講じる、
- ②交付平準化のための予約制の導入や拡大、又は予約制と予約なしでの交付との併用な ど運用上の工夫により交付窓口の最大限の活用を図る、
- ③1日当たりの交付枚数の増加を図るため、本人確認後、暗証番号の設定等は、本人の 了解の下、職員が実施し、後日、本人限定受取郵便等で送付する方法の導入、 などの対応を図られたいこと。

さらに、現在の窓口数や交付体制ではさらなるカード交付の遅れや滞留数の拡大が生 じるおそれがある場合にあっては、さらなる臨時窓口の増設や人員の増強を行なわれた いこと。

4. 以上の取組について、マイナンバーカード交付事務費補助金を積極的に活用されたいこと。なお、上記の対応に必要な交付体制の整備に係る経費については、来年度も引き続き、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象とし、必要な予算を確保する予定であることから、マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末までに延長されたことも踏まえ、来年度当初予算においても適切に必要経費を計上すること。

総務省 自治行政局 住民制度課

マイナンバー制度支援室

担 当:瀧口係長、天野、佐藤、岡田

電 話: 03-5253-5366 メール: juki@soumu.go.jp

令和5年度におけるマイナンバーカード交付事務費補助金の活用等について

総行マ第104号 令和4年12月23日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 各指定都市社会保障・税番号制度担当部長

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長

令和5年度におけるマイナンバーカード交付事務費補助金の活用等について

平素よりマイナンバーカードの普及促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度予算案では、マイナンバーカード 交付事務費補助金(以下、「事務費補助金」という。)について、市区町村におけ るマイナンバーカードの円滑な交付のための体制整備等に必要な額が計上されたと ころです。

来年度の事務費補助金の補助対象となる経費については、今年度と同様とする予定であり、各都道府県及び市区町村においては、下記に留意の上、来年度当初予算において必要経費を計上するなど、来年度においてもマイナンバーカードの交付に係る事務等に適切に取り組むことができるよう、必要な対応をしていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、城内の指定都市を除く市区町村に対して、この旨を周 知していただくとともに、市区町村への必要な助言・連絡調整等に御協力いただき ますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 来年度の事務費補助金について、補助対象となる経費については今年度と同様 とする予定であること。

- 2. マイナポイントの対象となるカードの申請期限である2月末にかけて、より一層多くの申請が見込まれることから、来年度においても、カードの交付体制が万全なものとなるよう、「マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた緊急対応について(通知)」(令和4年12月20日付け総行マ第99号)を踏まえ、令和5年度当初予算において必要経費を計上し、交付体制の整備に取り組んでいただきたいこと。
- 3. 令和5年度も引き続き、市区町村が実施する申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費(宣伝及び集客等に係る経費を含む)を事務費補助金の対象とする予定であり、各市区町村においては、令和5年度当初予算において必要経費を計上し、商品券・地域振興券等の配布等を含めた効果的な申請促進に取り組んでいただきたいこと。

さらには、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、令和6年度秋 に、現在の健康保険証の廃止を目指すこととされていることを踏まえ、福祉施設 や地域の公共施設等への出張申請受付等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

4. 令和5年度も引き続き、都道府県が実施する申請サポート事業を事務費補助金の対象とする予定であり、各都道府県においては、令和5年度当初予算において必要経費を計上し、市区町村と連携して、必要な申請促進に取り組んでいただきたいこと。

総務省 自治行政局 住民制度課 マイナンバー制度支援室

担 当:瀧口係長、天野、佐藤、岡田

電 話: 03-5253-5366 メール: juki@soumu. go. jp

マイナンバーカード交付事務費補助金

R5予算額(案): 23,658百万円

R4補正予算額: 6,740百万円 (R4当初予算額: 61,610百万円)

市町村等におけるマイナンバーカードの交付事務に必要な経費について、総務大臣が市町村等に対して補助金を交付。

補助対象となる経費は以下のとおり。

- ① マイナンバーカードの交付(マイナンバーカードの更新及びマイナンバーカードに 記録する電子証明書の発行(更新を含む)を含む。以下同じ。)のための人件費
- ② 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費
- ③ 臨時交付窓口設置に係る経費
- ④ 交付管理・予約のためのシステム及び電話窓口等に係る経費
- ⑤ マイナンバーカードの交付に用いる統合端末等に係る経費
- ⑥ マイナンバーカードの申請書等の作成及び送付並びにマイナンバーカード交付通知書とあわせて関係書類を作成・送付するための対応経費
- ⑦ 照会回答書の印刷及び郵送に係る経費
- ⑧ DV被害者・震災避難者のための対応経費
- ⑨ 個人番号通知書の確実な送付のための居住実態の調査経費
- ⑩ 交付事務の効率化のためのマイナンバーカードの券面記載事項の変更に係る経費
- ① 交付までの間、マイナンバーカードを適切に保管するための経費
- ② 交付の際に配布する、マイナンバーカードの使用方法等を説明した資料を作成する経費

カードの普及促進に係る対応策強化及び利便性の向上(補正予算関係)

※金額は令和4年度第2次補正予算額

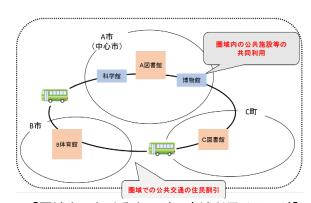
- 1. 自治体による申請促進策への支援強化 <65億円>
- ▶ マイナンバーカード交付事務費補助金を通じて以下の取組を支援
 - 都道府県が実施する申請促進策
 - 市町村による郵便局を活用した申請サポート事業
- 2. 自治体マイナポイントの全国展開 <10億円>
- ▶ 地域独自のポイント給付施策を支援する自治体マイナポイント事業について、自治体が事業に参加するにあたり 必要となるシステム改修費等の準備経費を支援
- 3. 郵便局への証明書自動交付サービス端末の導入支援 <4億円>
- ▶ マイナンバーカードを活用した各種証明書交付サービスを利用することができるよう、 コンビニが無い市町村を中心に、住民に身近な拠点として全国津々浦々に店舗が配置 されている郵便局等への証明書自動交付サービス端末等の設置を支援



【端末からカードを用いて申請】

補助対象(予定):域内のコンビニが3つまでの団体又は導入場所が最寄りのコンビニ交付実施場所から3km以上離れている場合

- 4. マイナンバーカードの広域利用促進事業 <4億円>
- ▶ 既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏におけるカードの広域利用を通じ、住民サービス等の向上や地域経済の活性化に資するモデル的な取組を促進



【圏域内におけるカードの広域利用イメージ】11

郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入に係る特別交付税措置

趣旨

マイナンバーカードの更なる利便性向上を図るため、郵便局やコンビニなどにおけるマイナンバーカード を活用した住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービスの導入に要する経費について、特別交付税措置 を講じるもの。

措置内容

- 措置率: O. 7 (財政力補正あり)
- ・ 令和7年度まで (自治体DX推進計画の計画期間と同様)

算定対象となる経費

<mark>|郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入経費</mark>

- (例) ・市町村システムの改修(証明発行サーバの整備)費用等
 - 郵便局等への端末設置費用

取得できる証明書

- ・住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 住民票記載事項証明書※
- 各種税証明書※
- 戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※
- 罹災証明書※※対応しない市町村もあり。





市区町村 証明書発行サーバ 証明書情報を作成

証明書

交付センター

J-LIS

証明書裏面の

付加

偽造防止情報も

証明書自動交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和5年1月1日時点	994	11, 307万人
令和4年度末見込み	1, 128	11, 623万人

都道 府県	参加 団体数	総 団体数	参加率	都道 府県	参加 団体数	総 団体数	参加率	参加団体
北海道	28	179	16% 札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 苫小牧市 美唄市 江別市 千歳市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 石狩市 七飯町 京極町 東神楽町 東川町 上富良野町 幌延町 音更町 釧路町 標茶町 白糠町 中標津町	滋賀県	19	19	100 %	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
青森県	5	40	13% 青森市 八戸市 深浦町 鶴田町 六戸町	京都府	15	26	58%	京都市 舞鶴市 綾部市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町 久御山町 精華町 和束町 京丹波町
岩手県	13	33	39% 盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 一関市 釜石市 奥州市 紫波町 矢巾町 山田町 洋野町	大阪府	37	43	86%	大阪市 堺市 岸和田市 雲中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市東 大阪市 泉南市 四條城市 交野市 大阪狭山市 阪南市 能勢町 熊取町 田尻町 河南町
宮城県	21	35	60% 仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市大崎市 富谷市 柴田町 亘理町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大衡村 美里町 南三陸町	兵庫県	37	41	90%	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 豊岡市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝 来市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 多可町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 香美町 上郡町
秋田県	11	25	44% 秋田市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 北秋田市 仙北市 小坂町 羽後町 東成瀬村	奈良県	25	39	64%	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 吉野町 大淀町
山形県	11	35	31% 山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 大石田町 庄内町	和歌山県	11	30	37%	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 田辺市 紀の川市 紀美野町 かつらぎ町 有田川町 白浜町 上富田町
福島県	29	59	49% 福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 川俣町 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 石川町 玉川村 浅川町 三春町 広野町 楢葉町 富岡町 大熊町 双葉町 葛尾村	鳥取県	10	19	53%	鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 智頭町 八頭町 湯梨浜町 琴浦町 日南町
茨城県	43	44	98% 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 ン(ば市 ひたらなか市 鹿嶋市 端来市 守谷市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 利根町	島根県	6	19	32%	松江市 浜田市 出雲市 益田市 安来市 雲南市
栃木県	25	25	100 宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 益子町 上三川町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	岡山県	22	27	81%	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 鏡野町 久米南町 美咲町 吉備中央町
群馬県	19	35	54% 前橋市 高崎市 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 みどり市 吉岡町中之条町 長野原町 嬬恋村 東吾妻町 玉村町 千代田町 邑楽町	広島県	15	23		広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 府中町 海田町 熊野町 世羅町
埼玉県	53	63	84% さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 行田市 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八湖市 富士見市 三郷市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふびみ野市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 嵐山町 小川町 川島町 吉貝町 漁山町 2季代町 英野町 美田町 漁山町 本屋町 24町 大戸町	山口県	14	19	74%	下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 長門市 柳井市 美祢市 周南市山陽小野田市 周防大島町
千葉県	42	54	78% 作業市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 戊原市 成田市 佐倉市 旭市 智志野市 柏市 市原市流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 湘安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 芝山町 横芝光町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町	徳島県	10	24	42%	徳島市 鳴門市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 松茂町 藍住町 板野町
東京都	49		79% 全23区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市	香川県	9	17	53%	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 琴平町 多度津町 まんのう町
神奈川県	31	33	94% 横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村	愛媛県	9	20	45%	松山市 今治市 宇和島市 新居浜市 西条市 伊予市 東温市 松前町 砥部町
新潟県	18	30	60% 新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 燕市 糸魚川市 妙高市 上越市 阿賀野市 魚沼市 南魚沼市 弥彦村 出雲崎町	高知県	11	34	32%	高知市 南国市 宿毛市 四万十市 香南市 安田町 大豊町 土佐町 いの町 仁淀川町 越知町
富山県	11	15	73% 富山市 高岡市 魚津市 氷見市 黒部市 砺波市 南砺市 射水市 舟橋村 上市町 立山町	福岡県	43	60	72%	[以系野中 春日中 示嫁中 太宰州中 占貨中 福津中 呂右中 みやま中 米島中 那珂川中 手美町 條架町 志兄町 須惠町 新宮町 粕屋町 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 鞍手町 大刀洗町 広川町 香春町 福智町 苅田町 みやこ町 上 手町 笠ト町
石川県	16	19	84% 金沢市 七尾市 小松市 輪島市 加賀市 羽咋市 かば 白山市 能美市 野々市市 津幡町 志賀町 宝達志水町 中能登町 穴水町 能登町	佐賀県	13	20	65%	佐賀市 唐津市 鳥栖市 武雄市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 江北町
福井県	12	17	71% 福井市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 高浜町 若狭町	長崎県	7	21	33%	長崎市 佐世保市 大村市 五島市 西海市 長与町 佐々町
山梨県	22		81% 甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルブス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 市川三郷町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 道志村 忍野村 山中湖村 富士河口湖町	熊本県	20	45	44%	熊本市 八代市 人吉市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市南関町 大津町 菊陽町 南小国町 小国町 高森町 嘉島町 益城町
長野県	41		53% 長野市 松本市 上田市 闽谷市 飯田市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 黔火根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東緬市 安曇野市 南牧村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 下諏訪町 富士見町 原村 辰 野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿智村 豊丘村 大桑村 木曽町 山杉村 山ノ内町	大分県	10	18		大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 宇佐市 国東市 玖珠町
岐阜県	16	42	38% 岐阜市 大垣市 高山市 関市 羽島市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市 本巣市 郡上市 下呂市海津市 養老町 垂井町 坂祝町	宮崎県	12	26		宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 新富町 川南町
静岡県	33	35	94% 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 膝枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御駒崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 南伊豆町 西伊豆町 國南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川橋木町 森町		17	43	40%	鹿児島市 鹿屋市 阿久根市 出水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 南九州市 姶良市 大崎町 錦江町 南大隅町 肝付町 龍郷町
愛知県	37	54	69% 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 清須市 北名古屋市 みよし市 長久手市 日進市 豊山町 大口町 扶桑町 蟹江町 幸田町	沖縄県	18	41	44%	那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 与那原町 南風原町 八重瀬町
三重県	19	29	66% 津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 いなべ市 志摩市 伊賀市 大学崛町 東昌町 新竪町 川越町 旧和町 五城町 南田勢町 紀北町	合計	994	1,741	57%	対象人口 11,307万人 ※市区町村名は、左から建制順に記載

郵便局を活用した当面のマイナンバーカード普及策について

1 郵便局への申請サポート業務の委託推進

- 令和6年秋の健康保険証廃止に向けて、マイナンバーカードの申請機会をより多く確保するため、すでに申請サポートが行われている携帯電話ショップの所在しない団体及び交付率が低い団体を中心に、年度内に3,000局での委託を目指す。
- 自治体に対して、郵便局による申請サポート業務の積極的委託の検討等を要請。特に、交付率が低い団体に対して、個別にフォローアップを実施。
- 日本郵便に対して、申請サポート業務の積極的受託の検討、個別自治体への訪問等を要請。訪問の状況等について、定期的なフォローアップを 通じて状況把握を実施。
- 総務省が実施する、携帯電話ショップの所在しない団体における申請サポート業務について、1月10日より約2,300局で開始。

2 利便性を実感できる活用策の普及

○ 身近な郵便局においてマイナンバーカードの利便性を実感できるよう、マイナンバーカードで住民票の写し等を入手できるキオスク端末の郵便局への配置を推進。特に、証明書自動交付サービス対応のコンビニ等が所在しない団体を中心に設置を支援。

3 電子証明書の発行・更新等に係る事務の委託推進

○ 郵便局事務取扱法の改正により可能となった、電子証明書の発行・更新などに係る事務委託を推進させる方策を検討。特に、委託による効果が期待できる団体に対して積極的委託の検討を働きかけ。日本郵便に対しても当該団体からの積極的受託の検討を要請。

4 マイナンバーカード交付申請に係る受付事務の取扱い

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び2024年秋の健康保険証廃止方針を踏まえて、マイナンバーカードの 交付申請に係る受付事務を郵便局で完結できるように、必要な法律改正※を次期通常国会に向けて検討。
 - ※地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)の改正を念頭

マイナンバーカード等へのローマ字記載

令和5年度予算(案) 200.5億円

【概要】マイナンバーカードの海外継続利用の実施時期(令和6年)に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、戸籍における振り仮名の法制化を進めることが閣議決定され、法務省の法制審議会戸籍法部会で議論がなされている。これらを受け、住民票や戸籍の附票に氏名の振り仮名等を記載し、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名及びローマ字表記を記載するために法令改正を予定しているとともに、必要なシステム改修等を令和6年度中までを目処に行う。

<改修内容>

- ・既存住基システムなどの全国1741市区町村のシステム
- ・カード管理システムや公的個人認証システム、住民基本台帳ネットワークシステム などJ-LISが所管する全国システム

<閣議決定の内容>

- 〇デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定) 国の情報システムを整備する際に留意すべき事項
 - ④データ連携の推進

(前略)令和6年(2024年)からのマイナンバーカードの海外利用の開始に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備することを含め、迅速に戸籍法制の見直しを行う必要がある。具体的には、デジタル社会形成整備法附則第73条の規定を踏まえ、戸籍法制の見直しに関する法務大臣の諮問に対する法制審議会からの答申が得られ次第速やかに、戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、令和5年(2023年)の通常国会に関連する法案を提出した上で、令和6年度(2024年度)を目途に実現を図る。

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号) 附則第73条

政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<法制審議会戸籍法部会の経過>

※住民制度課長が幹事として参加

(これまでの開催日程)

第1回:令和3年11月25日 第2回:令和4年1月13日 第3回:令和4年2月8日 第4回:令和4年3月17日 第5回:令和4年4月22日 第6回:令和4年5月17日 第7回:令和4年8月2日 第8回:令和4年9月26日 第9回:令和4年11月1日 第10回:令和4年11月17日 第11回:令和4年12月5日 第12回:令和5年1月12日

<部会での検討状況>

戸籍法等の改正に関する要綱案の取りまとめに向け、①氏名の仮名表記の戸籍の記載事項への追加について、②氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性について、③氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る氏名の仮名表記の収集等について、④既に戸籍に記載されている者に係る氏名の仮名表記の収集について、⑤氏又は名の変更に伴わない場合の氏名の仮名表記の変更に関する規律について、⑥氏又は名の変更に伴う場合の氏名の仮名表記の変更に関する規律について等の論点について審議がされている。(詳細は法務省HPを参照)

転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

改正の背景

○ 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが(※)、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。
※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、 あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行う ことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉 窓口で届出書類を作成する手間の 軽減、手続に要する時間の短縮
- ②〈市町村の事務の効率化〉 窓口混雑が緩和されるとともに、 あらかじめ通知される転出証明書情 報を活用した事前準備により、転入 手続当日の事務負担が軽減

施行期日:令和5年2月6日

現行

住民基本台帳法

- ①所有者不明土地法(注1)に基づく土地所有者探索事務
- ②森林法に基づく林地台帳作成事務 等※

を行うために、住民票の写し等について、地方公共団体

間での請求(公用請求)や、申請等での添付が必要

所有者等が不明の土地

所有者等の現住所を速やかに 特定する必要がある



※上記の事務のほか、①不動産登記法、②表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、③農地法、④農地中間管理事業の推進に関する法律、⑤森林経営管理法に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする(注2)。

支障

〇公用請求は<u>件数が膨大</u>であり、<u>複数回要する</u>場合もあることから、 所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等(地方 公共団体等)にとっても、対応する市区町村にとっても負担となる

事業実施者等 (地方公共団体等)



公用請求

市区町村

住民票の写し等の交付



〇申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、 住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担となっている。



見 直 -

後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に 所有者不明土地法等に基づく事務を追加



住民基本台帳ネットワークシステムを 利用することにより、

- 〇公用請求が不要に
- 〇住民票の写し等の添付が不要に



<u>効果</u>

- 〇所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、 各事務の円滑な実施に寄与
- 〇市区町村では、<u>公用請求への対応や住民票の写し等の</u> <u>交付に係る事務が減少し、行政事務が効率化</u>
- ○申請書類等の削減により、 申請等の手続負担が軽減



- (注1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)
- (注2) その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

自治体情報システムの標準化・共通化

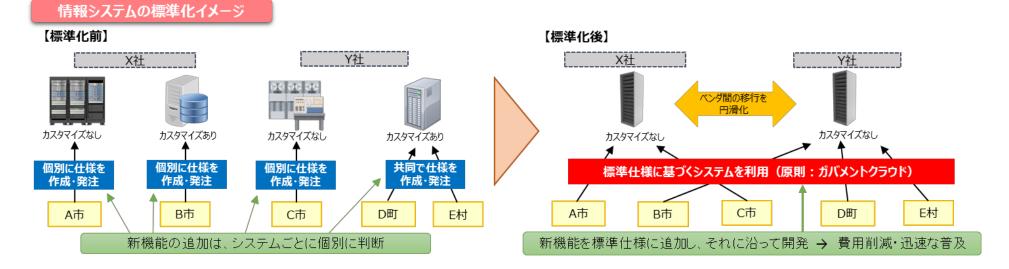
これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
- ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
- ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
- ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、**地方公共団体に対し、標準化対象事務(**※) **について、標準化基準に適合した情報システム (標準準拠システム)の利用を義務付ける 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」**が成立。

※ <u>20業務</u>(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、 戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。



地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】の概要

令和4年10月7日 閣議決定

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成。

標準化の意義及び目標

移行期間:「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等:「平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- → 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- → デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととしまする。その上で、総務省は、デジタル庁とともに、地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成する。

施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制 (制度所管府省の役割、関係府省会議)
- ·意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項 (データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメン トクラウドの利用(※1)、共通機能)
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項 (標準化基準の策定・変更方針、適合性の 確認、検討体制)

その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援 (財政支援に関する基本的考え方、デジタル基 盤改革支援補助金(※2))
- ・地方公共団体へのその他の支援 (情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人 材、都道府県の役割等)

- (※1)・ガバメントクラウドの利用料:デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討。
 - ・ガバメントクラウド以外の環境:ガバメントクラウドと比較して、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的優れていると判断する場合には、利用を妨げない。
- ・ガバスノドゥラブドはメトの環境・ガバスノドゥラブドと比較して、性能菌や経済自体に対象に含める方向で検討(①性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果の公表・継続的モニタリング、 (※2)ガバメントクラウド以外の環境への移行補助:①、②を要件として例外的に対象に含める方向で検討(①性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果の公表・継続的モニタリング、 ②ガバメントクラウドと接続し、必要なデータを連携させることを可能とすること)。

自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の公表

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」(R元年8月~)を開始し、システムの機能や様式・帳票 の標準仕様を策定し、公表。今後、適宜改定を予定。

> 住民記録システム 印鑑登録システム 戸籍附票システム

税務システム

- · 個人住民税
- ・法人住民税 軽自動車税

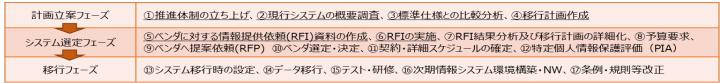
選举人名簿管理 システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定し、公表。今後、適宜改定を予定。

<作業手順等>

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)



3. 財政支援

R 7 年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設け、自治体の取組を支援。



- ・ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費 (現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等)
- ・ システム移行経費(データ移行等) など

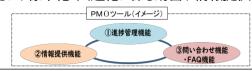
1,825億円 ※ R2第3次補正予算) (R3第1次補正予算) ※四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しな

4. 進捗状況の把握·情報提供等(PMO)

各自治体における移行作業の進捗状況等を把握するとともに、標準化・共通化に係る助言や情報提供等を体系的に実施。











5. アドバイザー派遣

地方公共団体金融機構が実施する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、移行準備等に関する技術的・専門的な支援を実施。(R 5 年度~)

課題対応アドバイス事業

標準化、マイナンバーカードの普及を契機として、先 進的な業務の効率化や住民の利便性向上に取り組 む団体に対する手挙げ型の支援

課題達成支援事業

R7年度までに、すべての地方団体が標準化に対応で きるよう、事業進捗が遅れている団体に対するプッシュ 型の支援

地方公共団体情報システムの標準化に関する調査概要

1. 調査概要

標準化基本方針【第1.0版】において、「基本方針の決定後、デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。」とされていることから、以下のとおり、基本方針の閣議決定後、速やかに地方公共団体に対して、標準化の移行スケジュール及び移行経費に関する調査を行う。

细本出來

現時点での標準準拠システムの提供見込みベンダの有無

2. 調査内容(予定)

	調宜以日	調宜內谷
スケジュール	I.移行完了時期	業務ごとの標準準拠システムへの移行完了時期
調査	Ⅱ.手順書に沿った作業ごとの完了予定時期	業務ごとの手順書に沿った作業(17作業)ごとの準備状況及び完了予定時期
(第1回)	Ⅲ.移行先の種別	業務ごとの移行先種別(ガバメントクラウド、その他クラウド、オンプレ等)
	IV.リース残債・違約金	業務ごとのリース残債・違約金の発生有無、契約の短縮月数
	調査項目	調査内容
経費調査	I.移行に要する経費の見込額	業務ごとに、補助対象経費の区分ごと+その他の経費の見込額
(第2回)	Ⅱ.見積書取得状況	Iの見込額の根拠となる見積書の取得状況(見積依頼業者数及び見積取得数)

3. 実施時期(予定)

Ⅲ.見込みベンダの有無

			令和4年度					
		10月	11月	12月	1月	2月	~令和7年度	
マイル	ルストーン	基本方針閣議決定						
スケジュール	調査実施						調査を踏まえ、	
調査 (第1回)	回答精査・結果集計						円滑な移行に向けた支援等	
経費調査	調査実施						を実施	
(第2回)	回答精査・結果集計							

都道府県の市区町村に対する役割のポイント

<参考>令和4年9月13日 総行デ第43号 「地方公共団体情報システムの標準化に 係る今後の取組について(通知)」

標準化を取り巻く状況

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)第5条に基づく、標準化の推進に関する基本的な方針 (地方公共団体情報システム標準化基本方針。以下「基本方針」という。)が令和4年10月7日に閣議決定。また、令和4年夏には、住民記録システムをはじめとする標準化対象の20業務に係る標準仕様書やデータ要件・連携要件等の共通要件に係る標準仕様書が策定又は改定され、公表されたところ。
- 各市区町村は、標準化に係る基本方針や標準仕様書等が出揃ったことから、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」等も参考にしながら、**令和7年度までの移行に向けて、標準化の取組を本格的に 進めることが必要**。

都道府県における役割等のポイント

- 標準化法第9条第3項において、都道府県による市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに関する努力義務が規定されているところ。**管内市区町村について、進捗管理等支援ツールを用いた国及び管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、一層主体的かつ主導的な役割を果たすことが期待**。標準化の取組を進めるに当たっては、各都道府県における情報化を担当する部局と市区町村行政を担当する部局が連携して、各市区町村の取組を丁寧に把握し、助言等いただくことが重要。
- 国が実施する各自治体における標準化の移行スケジュールや経費に関する調査等について、各都道府県は、調査に当たり、管内市区町村の回答内容の確認も含め、市区町村の標準化の取組の進捗状況の把握や市区町村に対する助言を積極的に行うことが期待。また、国と都道府県の円滑な連携に資するため、標準化担当副知事等名簿を作成したところであり、当該名簿を活用しながら、国と都道府県が緊密に連携して、市区町村における進捗管理等の支援を行うことが重要。